

大陸棚境界画定紛争の処理の実態における 経済的要素の考慮のあり方

——国際判例と交渉事例の比較から——

白井 秀二郎*

要 旨

国際裁判において、大陸棚境界画定紛争の処理は衡平原則に基づいてなされる。その衡平原則に基づいて、実際に幾何学的な境界線を引き、諸要因を考慮して調整を行う画定方式が、暫定等距離線-関連事情方式である。これまでの判例をみると、当該方式による画定は、経済的な要因が考慮されることは少ない。そもそも大陸棚をめぐる紛争の原因は、トルーマン宣言にも見られるように各国の資源獲得を目的とした経済的要素が中心であった。そこで、本稿では、大陸棚境界画定紛争処理における経済的要素の考慮の実態を明らかにし、交渉事例との比較によりその考慮のあり方について考察する。

目 次

はじめに

- I 国際裁判における大陸棚境界画定紛争の処理の実態
- II 大陸棚をめぐる紛争の端緒と大陸棚制度成立
- III 大陸棚をめぐる紛争に関する国家間合意(交渉事例)
おわりに

はじめに

国際法分野において大陸棚が注目を浴びるようになったのは、トルーマン宣言(1945年)の大陸棚に関する言及がその契機となったと言ってよい。この宣言後、大陸棚に対する各国の国家実行の増加により大陸棚をめぐる緊張が高まっていった。

現在、大陸棚をめぐる紛争は後を絶たず、2014年にベルー・チリ海洋紛争事件は国際司法裁判所(以下、ICJ)において判決がなされ、また2014年2月に太平洋・カリブ海における海洋境界画定事件(コスタリカ対ニカラグア)、2014年8月にはインド洋における海洋境界画定事件(ソマリア対ケニア)がICJに付託された。両事件ともに現在係争中である(2017年9月現在)。

では、大陸棚の境界画定紛争はどのように処理されているのか、どのような原則・規則に基づくのか、実際の境界の画定に採用される方式はいかなるものか、それらを国際判例と国家間合意(交渉事例)を比較しながらみていく。そもそも大陸棚境界画定紛争の背景の大きな理由として考えられるのが鉱物資源や生物資源といった天然資源の確保という経済的な目的であった¹⁾。そこで、大陸棚の天然資源とそれに関する権利といった「経済的要素」をどのように考慮するかが、紛争処理

* うすい しゅうじろう 法学研究科国際企業関係法専攻博士課程後期課程
2017年10月6日 推薦査読審査終了
第1推薦査読者 宮野 洋一
第2推薦査読者 西海 真樹

の帰趨に大きく関わってくると考えられる。そこで、本稿は経済的要素が大陸棚境界画定紛争の処理においてどのように考慮されてきたのかをみて、その上で、大陸棚境界画定紛争の実態における経済的要素の考慮のあり方を検討する。

I 国際裁判における大陸棚境界画定紛争の処理の実態

1. 経済的要素の定義

裁判所が大陸棚の境界画定を検討する際に考慮する経済的要素は、判例上「関連事情」の中で検討されるが（後述）、関連事情は「地理的要因」と「非地理的要因」の二つに分けられる。海岸線の長さ・島の存在・大陸棚の地質学的構造・陸の境界線との連続性などが地理的要因としてあげられる。非地理的要因は、紛争領域における歴史的権利・伝統的生活習慣・安全保障・当事国の過去の行動、及び経済的要素である。経済的要素は、石油及び天然ガス等（近年ではレアメタルの存在等）の鉱物資源と、魚類や定着性の生物などの生物資源からなる天然資源である。さらに国家の天然資源への依存度、国家の経済的富裕度、相対的な経済格差に着目した資源の配分的正義といったものがある²⁾。なお本稿の「経済的要素」とは、裁判において経済的要素として列挙・考慮されたもの及び国家間の交渉事例で扱われたものを全て含む。さらに、国民の経済活動と関連性の高い「当事国の過去の行動」（具体的には、当事国の石油・天然ガスのコンセッション付与行為³⁾も経済的要素として検討する。

2. 大陸棚境界画定事件の国際判例の検討

まず、大陸棚境界画定を規律している国際法は何か。国連海洋法条約（UNCLOS、以下、海洋法条約）第83条1項は、大陸棚境界画定について「国際司法裁判所規程第38条に規定する国際法に基づいて」とあり、「国際法」に基づくと定められている。但し具体的にどの国際法に基づくのかは明確ではない。そこでまず国際判例を手掛かりに、大

陸棚境界画定がいかなる法原則によって規律されているかを検討する。その上で、裁判所が経済的要素をどのように考慮しているのかをみていく。着目点は以下の4点である。(1)判決はいかなる法原則に基づいているのか、(2)判決が採用した法原則に基づく実際の境界画定方式の内容、(3)当事国の経済的要素に関する主張、(4)それに対して、裁判所がいかなるものを経済的要素として考慮したかである。

最初に、大陸棚境界画定に関する議論の端緒となった北海大陸棚事件と英仏大陸棚境界画定事件の二つの国際判例を検討する。

(1) 北海大陸棚事件⁴⁾

西ドイツ対オランダ・デンマークが当事国となった大陸棚をめぐる事件である。本件海域の大陸棚の形状は複雑な形状をしており、当事国はどのようにして境界を画定するか決定できなかった。1964年及び1965年の当事国の合意後、合意できなかった海域について交渉を重ねたが、新たに合意に達することができなかった。事件は1967年にICJに付託され、1969年に判決がなされた。

適用原則について、オランダとデンマークは沿岸国が隣接している大陸棚の境界について、国際慣習法を結晶化した大陸棚条約第6条の等距離原則によって画定されると主張し、当該大陸棚境界画定に適用されるべき法原則・規則を決定するよう裁判所に求めた。裁判所は「境界画定は衡平原則に従い、かつすべての関連事情を考慮して各当事国に対しその領土の海中に向かったの自然延長を構成する大陸棚のすべての部分を他国の領土の自然延長を侵すことなく可能な限り多く残すような仕方、合意により決定される⁵⁾と述べ、衡平原則が大陸棚境界画定における法原則であるとした。

では具体的に、どのような境界線が「衡平原則」に基づいて引かれるべきなのか（境界画定の実際の方式は何か）。前提として、大陸棚に対する各国の主権的権利はいかなる権原に基づいて主張するのか。これに対して裁判所は、領土の自然延長

(陸地からの連続性)を権原とするとした。沿岸国領土の陸地からそのまま海へ連続して伸びていることから、その陸地延長部分の大陸棚に対して主権の権利の主張ができるということである⁶⁾。

実際の方式について、本件は大陸棚境界の画定が求められたものではないので実際の方式は明らかにされていないが、大陸棚の主権的権利は大陸棚が領土の自然延長であるがゆえに、沿岸国はその権利を行使できるのであって(自然延長方式)、その権利は沿岸国に原初的に存在するものであると判示された。したがって、等距離線方式を使用することは、自然延長によって国家に原初的に帰属しているはずの大陸棚を「分割する」ということになってしまうので、領土の主権概念からも採用できるものではないとされ、等距離線方式は妥当ではないとした⁷⁾。

当事国の経済的要素に関する主張について、西ドイツは大陸棚を公正で衡平に配分する形で画定すべきであるとして、大陸棚に賦存・添付している資源を「分配」という言葉で大陸棚に関する権利の主張を行っている。この点、裁判所は、大陸棚境界画定の際に問題になる「すべての関連事情」を考慮して合意すべきとし、考慮すべき事情に「大陸棚の物理的または地質学的構造と天然資源」を挙げている⁸⁾。西ドイツの大陸棚の「分配」の主張について、裁判所は当該主張が衡平と善による問題であり裁判所の課題ではないとして西ドイツの主張を退けた⁹⁾。

但し、判決に付された個別意見では、四つの意見すべてで経済的要素が大陸棚をめぐる争いに密接に関わっていることを認めて、衡平原則に基づきそれらを考慮すべきだという点で一致している¹⁰⁾。

なお、本件は具体的な境界線は設定されず、最終的には当事国間の合意によるよう指示された。1971年に、三当事国は等距離方式を採用せず合意に達した。合意線は、政治的・経済的考慮がなされオランダ・デンマークが裁判で主張した幾何学的な線とはだいぶ異なるものとなった(図1)。

図1 裁判後の当事国合意線



(出所) 波多野里望、尾崎重義編『国際司法裁判所—判決と意見(1964-93年)』(第2巻)、国際書院、1996年、39ページ。

(2) 英仏大陸棚境界画定事件¹¹⁾

英仏が北海・ドーバー海峡・英仏海峡・大西洋に広がる大陸棚の境界画定を争った事件で、1974年に両国は仲裁へ付託することに合意し、1977年に判決が出された。英仏ともに中間線を境界とすることに合意していたが、以下の2点について合意できていなかった。(1)フランスがチャネル諸島を英仏海峡中間線とは切り離して画定することを求めたこと、(2)両国西側の大西洋へ延びている区域について、フランスは中間線ではなく両国海岸の凹凸を捨象した平滑化線による画定を主張したことである。

境界画定に適用される法原則と実際の方式について、イギリスは大陸棚条約第6条の等距離・中間線方式を主張したが、フランスは同第6条を留保していた。裁判所はまず、北海大陸棚事件で採用された自然延長方式を修正する必要性を指摘した¹²⁾。判決は、第6条の等距離・中間線方式を採用し、境界を衡平なものとし国際慣習法(衡平原則)とも一致すると述べた¹³⁾。また、「等距離方法か他の方法かのいずれを適用するかは、地理的及び他の事情の観点からみた評価の問題である¹⁴⁾として等距離・中間線方式が大陸棚境界画定の唯一の方式ではないことを確認している。

争点であったチャネル諸島区域については、等距離・中間線方式を適用すればフランスに帰属すべき大陸棚が大幅に縮小され不均衡な状況となる

とし、同諸島の区域は中間線ではなく特別事情による画定を正当化した¹⁵⁾。判決は、「特別事情」について大陸棚条約第6条が等距離原則と特別事情の別個の二つの規則として構成されているのではなく、等距離原則と特別事情の結合した一つの規則だと判示した（最初に中間線を引きその中間線を特別事情により修正する方式¹⁶⁾。この考え方はその後の判例にみられる「等距離線-関連事情」方式と類似しており、ここで「等距離線-関連事情」方式にシフトしたという議論もある¹⁷⁾。

争点の二つ目の大西洋区域については、裁判所は英仏海峡区域と地理的・法的に区別されるべき性質をもつとし¹⁸⁾、両国が主張する中間線の最西端の地点からイギリスのシリー諸島とフランスのウェサン島との等距離線を引いて結ぶ際に、その等距離線との間で形成される角度を二等分する線を引く方式が採られた¹⁹⁾。これはシリー諸島にイギリス本土と比べて半分の効果を与えて引かれたもので、「島の半分効果」の原則を示したものと評価される²⁰⁾。

経済的要素について、フランスは資源の衡平な配分を主張したが、それに対して裁判所は「衡平な大陸棚の境界画定は、大陸棚を沿岸国へ配分する問題ではない²¹⁾」とし、また衡平の意味について、衡平とは法の外ではなく内にあるものであり、衡平と善の問題ではないとして退けた。このことは、衡平原則は法適用の範囲内での原則に留まり、大陸棚及びその資源の衡平な配分のような抽象的正義の問題ではないことを鮮明にしたと言える。したがって、本判決における特別事情によって考慮されたのは、島の存在などの地理的要因であり、経済的要因には触れられていない。

以上、二つの判例をみたが、これらは、大陸棚境界画定の適用原則が衡平原則であることを初めて言及・確認し、その後の判決に影響を与えることとなった。但し、裁判所は、「すべての関連事情」を考慮するとしているものの、当事国の主張した経済的要素に関する具体的な言及はなく、も

つばら地理的な観点から判決を下した。

次に、1981年の海洋法条約採択前後における三つの裁判例を検討する。この時期の判例は海洋法条約の内容を意識せざるを得ない状況だと言え、その判決内容に変化がみられる。特に排他的経済水域（以下、EEZ）制度の創設により、大陸棚とEEZとの関係が問題化していった。

(3) チュニジア・リビア大陸棚境界画定事件²²⁾

チュニジアとリビアは地中海大陸棚の境界画定に関して争っていたが、1978年にICJへ付託した。1982年に判決がなされた。裁判所へ要請されたのは、両国に適用される大陸棚境界画定の国際法の原則及び規則が何であるかということである。その際に、第三次国連海洋法会議における傾向を考慮することが求められた。

判決において、北海大陸棚事件と英仏大陸棚境界画定事件を引用して、本件大陸棚境界画定は衡平原則を基準とするとされた。実際の方式について、リビアは自然延長方式を挙げ、それを踏襲する単純な問題だと主張したが、裁判所は衡平な境界画定と自然延長方式は同一ではなく、自然延長に基づく方式が衡平原則の下で採用される方式そのものではないとして主張を退けた²³⁾。これは、当時、未採択の海洋法条約第76条1項が大陸棚の定義に自然延長の基準を採用していたが、裁判所が同第83条の「衡平な解決」の方を重視した結果で、これによって自然延長の概念が相対化し、その後大陸棚の権原を自然延長から距離へとシフトさせる過程として見る事ができる。本件において、等距離線方式は義務的な慣習法規則ではないが、その適用が衡平な結果を導くケースにおいては利益があり、また国家慣行でも多く利用されているとして等距離線方式を採用した²⁴⁾。具体的には、争点となっていたジェルバ島を無視して境界線が構成され、同じく争点のケルケナ諸島は関連事情として考慮されて島の半分の効果が与えられた²⁵⁾。等距離線方式を基礎とし、関連事情を考慮して結果を出すという方式を採ったと言える。な

お、実際には等距離線方式での画定は一部に制限されており、無原則で主観的に画定したとの反対意見もなされている²⁶⁾。

経済的要素について、チュニジアは天然資源の欠如によって、リビアに対して相対的な窮状を強いられるため、その点の経済的考慮を要求した²⁷⁾。裁判所は「境界画定は、衡平原則に従い、すべての関連事情を考慮して行われるべきである」と原則を述べた後²⁸⁾、どのような要因が幸運を呼ぶのか不運を引き起こすのかは様々であるため事実上、判断の対象外であるとして、これらの事情を考慮することはできないとした。但し、油井に関しては、その存在だけで衡平な結果を達成するためのプロセスにおいて考慮しうるものとした²⁹⁾。また本件では両国それぞれがすでに行っていた石油コンセッション契約を考慮して境界線が修正された(図2、ラス・アジュールからリビア側に折れている)。但し、これらが考慮されたのは、両国が互いにコンセッション付与行為を認めていたためであり、また当該海域は事実上の海の境界として多年にわたり尊重されてきたものであったためで、したがって、単に天然資源が賦存するという事実だけでは大陸棚境界画定の関連事情とは言えないとされた³⁰⁾。

図2 経済的要素考慮後の修正線



(出所) ICJ Reports 1982, p.90.

(4) メイン湾境界画定事件³¹⁾

アメリカとカナダはメイン湾の境界を争っていたが、1981年に両国は事件を合意でICJの特別裁判部へ付託し、1984年に判決がなされた。

本件大陸棚の形状は、アメリカとカナダの沿岸が隣接しているが、フィンディ湾やノバ・スコシアのシール島の存在などがあり複雑である。裁判所はそれらの地形に応じて三つの区域に分けて検討した。まず合意を前提として、合意に至らなかった場合、第三者解決に委ね、その際に適用される原則は衡平原則であるとした。そして当該原則は地理的要因及び他の要因を考慮して衡平な結果を追求するものとした³²⁾。

実際に採用された方式について、カナダは等距離方式が義務的であると主張したが、これに対し裁判所は、北海大陸棚事件を例にあげ、等距離方式が国際慣習法とはなっていないとした上で、適用される基準(方式)は、義務的なものではなく「衡平な」もしくは「合理的な」基準であるとして、具体的な事例ごとに適当な基準(方式)が適用されるべきであると述べた³³⁾。

本件では、以下三つの区域ごとにそれぞれ別の方式によって境界線が引かれた。平等な分割が最も適しているとして国境線から基準点を定めてそこから垂線を引くという幾何学的方式を引いた区域、シール島に島の半分の効果を与える修正中間線の区域、及びメイン湾の閉鎖線上に純粋に垂線を引いた区域となる³⁴⁾。

経済的要素について、本件は特殊なプロセスをたどった。まず暫定線を引いて地理的要因の関連事情でそれを修正し、その結果を再度非地理的要因の検討で見直すという方法が採られた。アメリカは係争区域全体にまたがる生態環境と結びついた商業的に重要な漁業資源があり、この生態環境を分ける自然の境界を考慮すべきであると主張した³⁵⁾。これに対して裁判所は、海水のような流動的なものに境界画定の基礎となりうる自然的境界線を認めることはできないとして退けた。さらに、

漁業・航海・防衛・石油開発及び利用に関するものは関連事情または衡平原則として考慮することはできないとも述べた。但し、当該国家の国民の生活や経済的福利に悲惨な影響を及ぼすような根本的に不衡平がある場合は検討する余地があるとしたが、本件においてはそのような事情は存在しないとした³⁶⁾。

なお、本境界画定に際して地下資源と漁業資源の重要性から紛争の主要争点であったジョージス・バンクの存在が検討された。最終的に、当該バンクを分割する形で線引きがなされており、経済的観点から見た分割ともとれるが、単に地理的な基準で線が引かれた結果、当該バンクが分割する形となっただけであり、実質的には経済的要因の考慮がなされた結果とは言えない。

(5) リビア・マルタ大陸棚境界画定事件³⁷⁾

リビア・マルタ間の地中海中央部における大陸棚の境界画定に関する紛争の事件である。1966年に、マルタは隣国との大陸棚の境界を中間線とする国内法を制定し、それにリビアが抗議した。1967年に紛争をICJへ付託する合意をした（但し、実際の付託は1982年）。1985年に判決が下された。

両国とも海洋法条約に署名していたが、1982年当時、同条約は未発効であり、裁判所はまず、本件に適用される原則から検討した。裁判所は、法概念としての衡平に触れ、正義を執行するためには法概念としての衡平を適用し影響力を及ぼす義務があると述べ、さらに「それは抽象的正義の問題として、単に衡平を適用する問題ではなく、衡平原則の適用を要求する法規範の適用の問題である」とした³⁸⁾。したがって、衡平原則が大陸棚境界画定の法原則として適用された。

大陸棚の権原について、本件はEEZと200海里以内の大陸棚との関係が問題になった事件であり、裁判所は大陸棚とEEZの二つの制度は結びついており、沿岸からの「距離」のような二つの概念（大陸棚とEEZ）に共通する要素にこれまでよりも大きな重要性が付与されなければならないと

した³⁹⁾。したがって、判決では200海里以内の大陸棚の権原は、これまでの自然延長概念から離れ、もっぱら距離に依拠しており、地質学・地質構造学的特性は無関係であるとし、海洋法条約の議論を意識した形に、前例を変更した。

実際の方式について、マルタ主張の等距離方式は義務的ではないとし、衡平な結果に達するための手段は一つに拘束されず、結果が衡平であればよいとした。その上で、まず中間線を引き、それを関連事情で修正するという方式を採った⁴⁰⁾。

経済的要素について、マルタは自国のエネルギー資源の欠如の考慮などの経済的要因と安全保障の確保を含めて考慮するように主張した⁴¹⁾。裁判所は、境界画定は当事国間の相対的な経済的状况によって影響されるものではないとし、豊かでない当事国に対して補償の目的で大陸棚の部分を増加するようなことはしないし、そのような考慮は国際法の適用法の趣旨と全く関係がないとし、マルタの主張を退けた⁴²⁾。これに関連して、裁判所は「衡平原則」の内容について、衡平とは必ずしも平等を意味するものではないし、また自然の不平等な状態を平等にするように追求するものでもないとし、この原則は配分的正義の問題でもないことを明確にして経済的要因は考慮されなかった⁴³⁾。

以上のように、海洋法条約採択前後の判例三つを検討したが、それらの特徴は未採択の海洋法条約の自然延長概念や「衡平な結果」の内容などを意識しつつ、リビア・マルタ事件において、大陸棚の権原は、EEZとの関係上、200海里までは「距離」にあると変更された。実際の方式は、幾何学的な境界線と、その結果を関連事情で修正する方式が中心的なものとなった。経済的要素に関しては、紛争当事国からの主張はなされたものの、わずかに考慮されただけであった。

次に、海洋法条約効力発生後から、現在までの判例がどのように変化していくのかをみる。

(6) ヤン・マイエン海洋境界画定事件⁴⁴⁾

本件は、デンマークとノルウェーを当事国とし

て、デンマーク領であるグリーンランド東岸とノルウェー領のヤン・マイエン島との間の海域の画定について争われた。1965年に両国はこの海域を含む大陸棚に関する合意をしたが、その後両国とも同区域へ200海里漁業水域を設定する国内法を制定し対立が表面化する。1988年、デンマークは大陸棚・漁業水域の境界画定を求めてICJ規程第36条2項の選択条項受諾宣言を根拠にICJへ付託、1993年に判決がなされた。

判決では、大陸棚条約第6条の等距離原則も、国際慣習法の衡平原則のいずれも衡平な解決を達成するという点で共通しており、特に沿岸国が向かい合っている形状である場合、衡平原則に基づいて境界の画定が行われるとした⁴⁵⁾。また大陸棚条約第6条の特別事情と、衡平原則の下で修正要因として使用される関連事情は「融合の傾向が見られる」として同一化させている⁴⁶⁾。これは、大陸棚条約と国際慣習法とのズレを解消しようとする傾向とみることができる。

実際の方式については、リビア・マルタ事件判決を引用し、第一段階で中間線を引き、それを関連事情によって修正する方式（「衡平原則-関連事情」方式）を採った⁴⁷⁾。

経済的要素について、本件では資源へのアクセスの主張が両当事国からなされ、デンマークは人口や漁業の重要性、ヤン・マイエン島とグリーンランドの領域に関する両国での憲法的地位、島の社会経済的構造（ヤン・マイエン島は人の定住や生活ができるような構造をしていない）、文化遺産などの社会経済的な考慮をするように主張した⁴⁸⁾。裁判所は、鉱物資源へのアクセスについて、「すぐに確認できる範囲で」関連事情となるが本件はそれに対する情報が少ないために考慮しないと⁴⁹⁾。漁業資源へのアクセスに関しては、1989年のデンマーク、アイスランド、ノルウェーの漁業活動に関する合意を挙げて過去の漁獲量などを考慮し、「生活や経済的富に対す惨状の影響」をもたらさないようにする必要があると、衡平なアク

セスを確保するために重要であるとした⁵⁰⁾。この考慮によって中間線は東へ修正された。

(7) カタール・バーレーン海洋境界画定事件⁵¹⁾

カタールとバーレーン間の領土・領海の一部、ペルシャ湾内のEEZと大陸棚の海域に関する紛争事件である。1991年にカタールが、1987年の交換書簡と1990年のドーハ議事録を根拠としてICJへ付託、2001年に判決が下された。海洋法条約発効（1994年）後、初の判決である。

バーレーンは海洋法条約に加盟していたが、カタールは署名に留まっていたため、裁判所は、本件での適用法を国際慣習法（衡平原則）に基づいて判断している⁵²⁾。実際の境界画定方式は、暫定的に等距離線を引き関連事情で修正する方式を採った。リビア・マルタ判決を引用し、最初に暫定的な等距離線を引き、それに関連事情を考慮して修正するとした⁵³⁾。

経済的要素について、バーレーンは真珠採取（過去の活動）を考慮することやその浅瀬の存在が経済的要因となると主張したが、真珠産業は相当程度昔に無くなっていったことから、裁判所は、それらを関連事情として考慮することはできないとして退けた⁵⁴⁾。経済的要素については全く考慮されなかったと言える。

(8) カメルーン・ナイジェリア領土及び海洋境界画定事件⁵⁵⁾

本件はカメルーンとナイジェリア間の陸地及び海の境界に関する紛争事件である。1993年にバカシ半島の未画定境界を巡って武力紛争が発生し紛争が表面化した。1994年にカメルーンが同半島の主権と周辺海域の境界の画定を求め、選択条項受諾宣言に基づきICJへ付託した。2002年に本案判決がなされた。

本件適用法について、裁判所は、海洋法条約第74条1項、及び第83条1項をあげて「衡平な解決に到達する」ために境界線が引かれるべきとした。この「衡平な解決に到達する」という部分は、北海大陸棚事件、英仏仲裁、ヤン・マイエン事件、

カタル・バーレーン事件を引用している⁵⁶⁾。これは、国際慣習法（衡平原則）を適用にした判例と海洋法条約の原則とを一致させるもので、それらを同一化させたものといえる。したがって、本件での適用法は海洋法条約第74条1項及び第83条1項となるが、その実質は衡平原則の適用とみてよい。

実際の方式について、カタル・バーレーン事件判決を引用し暫定的に等距離線を引いてから関連事情で修正する方式が採られた⁵⁷⁾。

経済的要素に関しては、ナイジェリアから両国の石油コンセッション行為が考慮されるべき旨の主張があった⁵⁸⁾。裁判所は、チュニジア・リビア判決を引用して、石油コンセッションや油井それ自体が存在するだけでは暫定線の修正を正当化する関連事情には当たらないとした⁵⁹⁾。単にコンセッション付与行為があると石油が賦存するとか、油井があるという事実だけでは関連事情として考慮できず、当事国の大陸棚の境界線に関する明示または黙示の合意に基づいたものである必要があるとした⁶⁰⁾。したがって、裁判所は考慮すべき関連事情はないとして等距離線を維持した。これは、チュニジア・リビア事件よりも経済的要素の考慮の範囲がやや狭められたといえる。

(9) 黒海海洋境界画定事件⁶¹⁾

本件は、黒海海域におけるルーマニアとウクライナとの境界画定事件である。1997年の善隣協力条約及び追加協定の下で両国の間で交渉が続けられてきたが、合意に達することはできなかった。2004年にルーマニアが追加協定に基づき当該区域の境界画定をICJへ付託し、2009年に判決が下された。

適用法に関して、裁判所は、海洋法条約第73条1項、及び第83条1項が適用されるとした⁶²⁾。また、その際に基準となる法原則は衡平原則であり、実際の方式は「衡平原則-関連事情」方式であるとしている⁶³⁾。この「衡平原則-関連事情」方式に関して裁判所は以下のように定義をして明確にした。

「第一に、幾何学的に客観的で、かつ、確定区域の地理にふさわしい方法を用い暫定的な画定線を引く。これは、隣接の場合は実行不能でないかぎり等距離線、向かい合う場合は中間線である。第二段階は、衡平な結果の達成のため暫定的な等距離線の調整・移動を求める要因の有無を検討する。最後に第三段階で、この検討を経た等距離線が海岸の長さの比率と関連区域の比率の明らかな不均衡のため不公平な結果を導かないかを検証する」⁶⁴⁾。

本件も、まず暫定線を引き、その上で、当事国から主張された海岸の長さ、黒海の閉鎖的な特徴、サーバンツ島の存在、石油・天然ガスコンセッション、漁業活動、海軍警備などの当事国の行動、安全保障上の考慮などの関連事情は第2段階で検討された。すべて修正事由には当たらないとされた⁶⁵⁾。

経済的要素の主張に当たるのは、ウクライナが主張した石油・天然ガスコンセッションと漁業活動だが、裁判所はウクライナが主張するこれらの国家行動は境界画定に特別の役割を持つものとして考えられていないとし、またメイン湾事件判決を引用し、「沿岸住民の居住と経済的福利に惨状をもたらすような」状況には当たらないとして主張を退けた⁶⁶⁾。

本件は個別の宣言・意見が一つもない全会一致であり、判例が示す大陸棚境界画定の法理が明確になったといえる。実際の方式は、従来の判例同様に暫定等距離線を引き、関連事情で修正されるものである。本件において、経済的要素は全く考慮されていない。

(10) ベルー・チリ海洋紛争事件⁶⁷⁾

本件はペルー・チリ間の大陸棚とEEZを含む海洋境界紛争の事件である。1948年のボゴタ憲章31条の規定に基づき、2008年に当該海域の海洋境界画定を求めて紛争をICJへ付託した。2014年に判決がなされた。

適用法について、本件も国際慣習法の衡平原則

を反映させた海洋法条約第74条1項、及び第83条1項が適用された⁶⁸⁾。実際的方式については、裁判所は衡平な解決に達するために採用されるべき方式として、黒海海洋境界画定事件を引用して「衡平原則-関連事情」の3段階方式を採った⁶⁹⁾。本件においては、まず当事国で合意された80海里線の先に等距離線を引き、第2段階の修正要因はないとされ、また第3段階の海岸線の長さによる不均衡の検証でも修正はなされなかった⁷⁰⁾。

経済的要素について、ペルーは漁業資源について、フンボルト海流にある生態系から豊富な漁業資源があるとして、その生態系の区切れ目(biological limit)を考慮するように主張した。しかし、それらの事情は大陸棚境界画定とは関係ないとし考慮されなかった。本件においても、経済的要因の項目は列挙されておらず何が判断に値するかは裁判所の完全な裁量となっているといえる。そればかりか、経済的要因に関する言及は少なく、より地理的に、より幾何学的・画一的に境界画定がなされるようになったといえる。

3. 小 括

大陸棚境界画定に適用される原則について、北海大陸棚事件で衡平原則の言及が初めてなされるがその実際的方式の内容は曖昧であった。その後の判例では、実際にどのような方式で画定することが衡平になるのかということが焦点となった。方式決定には、大陸棚の権原が何であるかも影響し、メイン湾事件まで、その権原は、領土の自然延長とされた。その上で、等距離線を中心とする幾何学的な線を引き、その結果を特別事情・関連事情によって修正するという方式が採られた。しかし、リビア・マルタ事件で大陸棚の権原は、自然延長から、200海里以内の大陸棚に関しては「距離」に依拠するものと変更された。権原が距離という数学的なものに置かれたことでそれ以後の事件では、沿岸国の形状のいかんを問わず等距離線を第1次線とし、その結果を関連事情で修正する

方式（「暫定等距離-関連事情」方式）が定着し、黒海事件において方式の定義が詳細に述べられるに至る（客観化）。黒海事件以後のペルー・チリ事件は、その客観化した方式を純粋に踏襲する内容となっている。

経済的要素について、まず当事国はほぼすべての事件でなんらかの経済的要素に関する主張を行っている。このことによって、当事国の経済的要素についての関心の程度をはかることができるだろう。判例をみると、チュニジア・リビア事件で石油コンセッション行為が考慮され、かつ油井はその存在だけで考慮すると述べられているが、その後のカメルーン・ナイジェリア事件において、同様のコンセッション行為について当事国間に境界線の「明示または黙示の合意がある場合」と考慮される範囲が限定され、また油井に関しても存在だけでは考慮できないとされた。これは、大陸棚の権原が距離へと変わったことも影響した。チュニジア・リビア事件で考慮された石油コンセッション行為は、権原が「距離」と変更された後のカメルーン・ナイジェリア事件では考慮されなかったことにもみられる。裁判所はより幾何学的に、画一的な方式を用いて境界画定を行うという傾向となったといえる。

但し、石油コンセッション行為が問題となったチュニジア・リビア事件及びカメルーン・ナイジェリア事件において、確かにその行為の存在だけでは経済的要因として考慮することはできないとされたが、当事国がそれを大陸棚境界として明示ないし黙示に認めていた場合には考慮される。これは、鉱物資源へのアクセスや生態系の境界といった他の経済的要素の主張も当事国の行動や認識いかんによって考慮される可能性があると考えられる。またチュニジア・リビア事件やヤン・マイエン事件において、油井や鉱物資源は「すぐに確認できる範囲」で考慮するとも述べられている。また本稿の判例分析において、裁判所は経済的要素をほとんど考慮しなかったが、黒海事件まで、関連事

情において、一貫して「すべての事情を考慮」すると述べていることからみると、客観化されたとみられるこの方式においても、その関連事情によって、条件・状況しだいで、経済的要素が処理できるものと考えられる。

II 大陸棚をめぐる紛争の端緒と大陸棚制度成立

大陸棚（特にそこに賦存する資源）が認識されて以後、それらをめぐって各国は一方的な国家実行を増加させた。その摩擦によって大陸棚をめぐる緊張は高まっていった。本章では、その摩擦の端緒となったトルーマン宣言や、それにつづく国家実行をみる。また国際社会は紛争を規律するために大陸棚制度を成立させることになるが、その過程を検討する。大陸棚をめぐる紛争は、大陸棚が問題となった当初、そもそも何を目的として衝突していたのか、その端緒と原因を考察し、それがどのように法制度により規律されるようになっていくのかを検討する。

1. 各国の大陸棚に対する国家実行

大陸棚が国際法的に注目を集めるきっかけとなったのは、1945年9月28日に米国大統領のトルーマンによって表明された「大陸棚の地下及び海底の天然資源に関するアメリカ合衆国の政策の宣言」（トルーマン宣言）である。

「米国政府は、公海の底でしかも米国の海底に隣接する大陸棚の地下及び海底にある天然資源が、米国に所属しその管轄と統制に服すべきものとみなす」⁷¹⁾。

これは米国沿岸の広大な大陸棚を自国の管轄権下におくものだが、この宣言後各国がその周辺の大陸棚を自国の管轄下に置こうとする動きが激しくなっていた。その最大の理由が海底の石油や天然ガスなどの資源の埋蔵とその開発である。さらに海底資源の開発技術は発展し、石油や天然ガ

スだけでなく海洋法条約採択時にはマンガン団塊資源の開発が可能と見込まれ⁷²⁾、現在ではメタンハイドレードの新エネルギー資源やレアメタル・レアアースなどの開発可能性も見込まれる。

大陸棚資源が膨大であることが徐々に各国に知られるにつれ、大陸棚に対する権利を確保しようとする動きへと変わっていった。まず1942年にイギリスとベネズエラはパリア湾の海底地域に関する条約を締結した⁷³⁾。1945年のトルーマン宣言後、ラテンアメリカ諸国で大陸棚に関する主張がさらに激化する。1945年10月29日にメキシコ大統領宣言がなされ、その大陸棚及びそこに含まれる資源に対する政府の立場を宣言し、その後国家のownershipが大陸棚・海底・海洋にも及ぶとした憲法改正を提案している⁷⁴⁾。パナマは1946年3月1日の憲法において、国家領域に属する海底大陸棚について述べている⁷⁵⁾。1946年10月11日にアルゼンチンは政令で、大陸棚とそれを覆う水域が主権に服することを規定した⁷⁶⁾。1947年6月23日にはチリ大統領宣言により、その大陸棚の深度を問わず国家の主権を宣言し、そこに存在するすべての天然資源を含むとしている⁷⁷⁾。ニカラグアは1948年1月21日と1950年11月1日の憲法で国家領域は大陸棚を含むことを規定した⁷⁸⁾。コスタリカも1948年7月27日と1949年11月2日の政令で同趣旨のことを定める⁷⁹⁾。同年8月1日、ペルーも大統領令の中で、大陸棚に対する国家の主権及び管轄権が及ぶとした⁸⁰⁾。1949年8月30日にグアテマラは国内法として石油法を定め、大陸棚の縁辺までの範囲における天然資源が国有財産であると述べた⁸¹⁾。ホンジュラスは1950年3月7日の議会令で大陸棚が国家領域の一部であるとし、そこに賦存する資源が国家に属することを規定した⁸²⁾。1950年9月7日にエルサルバドルはその憲法の中で、自国領域が沿岸から200海里の水域及び対応する大陸棚に及ぶとした⁸³⁾。ブラジルは1950年11月8日の政令で、大陸棚が国家領域であるとし、排他的管轄権を主張した⁸⁴⁾。また、エクアドルは1951年2月21

日の議会令で、大陸棚とその天然資源は国家に属すると主張した。これらのラテンアメリカ諸国の動きにイギリスも触発され、1948年11月26日に、枢密院令でバハマ諸島の境界をその沿岸につづく大陸棚まで含むとして拡張した。その後、ジャマイカ、英領ホンジュラス、フォークランド諸島で同一の措置が採られた⁸⁵⁾。

アラブ諸国でも同様の主張がなされた。ただ、アラブ諸国の主張したペルシャ湾の海底は地理的には一つの大陸棚に属するものであって、大陸棚は大洋底の陥没部分がなく、ペルシャ湾の外でオマン湾の深海に達するところで終わっている。したがって、周辺国の多くが一つの大陸棚を共有していることとなり、それらを取り巻く状況はアメリカ諸国より特殊であったといえる。1949年5月28日に、サウジアラビアは勅書でペルシャ湾の海底地域を自国の管轄と統制下に置くことを宣言した⁸⁶⁾。その後バーレーン、カタール、アブダビ等もこれにならった。またフィリピンや⁸⁷⁾、パキスタンも同様の宣言をしている⁸⁸⁾。

2. 大陸棚制度の成立

各国の大陸棚に対する管轄権の主張によって緊張が高まったことで、大陸棚の権利をどのように調整するかが問題となっていった。この課題に最初に取り組んだのが国連の国際法委員会（以下、ILC）である。ILC1950年会期では、管轄権の対象となる大陸棚の範囲について「開発可能な範囲」（自国が開発可能な範囲までを大陸棚とする）という以外は特段の限定を行うべきではないとする議論があった⁸⁹⁾。しかし1951年会期に、報告者フランスの案は、暫定案として、法律上の大陸棚とは水深200mを超えない、海岸に面した海底及びその地下を言うとし、数学的な「水深」という基準を用いて提出されたが、その暫定案はILCの合意を得ることはなかった⁹⁰⁾。その頃各国の国家実行により大陸棚に対する管轄権の主張が激化していったこともあり、ILCは1951年会期で水深200m基準

を削除し「開発可能性」の基準を残すという案が採択された⁹¹⁾。1953年には、再びフランスが開発可能性の基準に代えて水深200m基準の案を提案したが、その後も両基準のどちらかに決着することではなく⁹²⁾、1956年会期において、水深200m基準と開発可能性の基準を併記する最終案を採択した⁹³⁾。

一方、1958年の第一次海洋法会議において、「大陸棚に関する条約」（大陸棚条約）等の四つの条約からなるジュネーブ海洋法四条約が採択された。大陸棚条約においては、上述のILC最終草案を修正なしで採択し大陸棚条約第1条(a)に水深200m基準と、「（大陸棚とは）天然資源の開発を可能にする限度まで」（開発可能性の基準）との文言が明記された。同第2条では、大陸棚を探索し、その天然資源を開発するための主権的権利の行使を認めている。

大陸棚資源の開発技術が進歩したこともあって、1967年の国連総会においてマルタ国連大使バルドは、大陸棚条約に定める大陸棚の定義の見直しの必要性を主張して、これを新しい国際制度のもとに置くことを提案した。これをきっかけとして第三次国連海洋法会議（1973-1982年）が開催されることになる。

第三次国連海洋法会議では、開発技術の進歩、すでになされた各国の国家実行や、公海に海洋自由の原則を適用する伝統的な秩序を維持することに対して技術力の低い発展途上沿岸諸国の不満などから、200海里EEZの設定を認めることがもはや逆流不可能な状況となっていた⁹⁴⁾。EEZの設定によって、各国は200海里までの水域の海中と海底及びその下にある天然資源を開発するための主権的権利を有するものとされ、海底部分において大陸棚条約第1条、及び第2条の定義と重複するものとなり、大陸棚を新たに200海里という距離基準に据えて再定義せざるを得なくなった。そして1982年4月30日に海洋法条約が採択され、大陸棚の定義は第76条1項でEEZと大陸棚の範囲を一致させるように「二百海里まで」という「距離」を基準

とした規定となった（大陸棚制度）。リビア・マルタ事件（1985年判決）によって「距離」を大陸棚の権原としたことはこの部分との整合性を持たせるためだったと言える。

3. 小 括

トルーマン宣言以後活発化した各国の国家実行にみられる大陸棚に対する主張の目的は、国家実行のほとんどで天然資源に言及されていることからみても、天然資源の獲得が目的であった。

ILCと第一次国連海洋法会議では、大陸棚について、200海里の距離基準と並べて「開発可能性」の基準の二つの基準が議論され、大陸棚条約にも明記された。しかし第三次国連海洋法会議において、EEZの距離基準と整合性を保つために、大陸棚も200海里までは距離を基準として定義されることとなり開発可能性の基準は採用されなかった。経済的動機部分よりも距離という客観的な基準を優先した形として決着がついた。

こうした状況下で、2006年には中国と韓国が海洋法条約第298条に基づきそれぞれ海洋境界画定に関する紛争について海洋境界条約の義務的裁判手続を受け入れない宣言を行っている⁹⁵⁾。このことは、判例法による大陸棚境界画定の方式の関連事情による経済的要素の処理にあらためて注目される。

Ⅲ 大陸棚をめぐる紛争に関する国家間合意 (交渉事例)

本章は、国家間合意を取り上げ、大陸棚境界画定の実践的方式と経済的要素に関してどのように行われているのかを検討する。裁判例との比較を試みたいと思う。

1. 合意による海洋境界画定における境界画定方式

大陸棚に対する主張が増えてきた1942年から海洋法条約発効前の1992までの大陸棚境界画定また

は大陸棚を含む海洋境界画定に関する合意を取り上げる。表1は、120（うち14の事例では方式を2つ採用、計134）の国家間合意の例を交渉で提示された境界画定方式別に分類したものである。

表2は120の合意の事例のうち大陸棚の形状に合わせて実際に採用された方式別に分類している。八つの事例で二つの方式が適用され、一つの事例で三つの方式が適用されている（つまり合計131となる）。合意で示された方式と実際に適用された方式を区別する理由は、合意で示された方式はであるが（例えば、「衡平」の方式等）、交渉の末引かれた線が等距離線であったという場合があるからである。等距離線方式と修正等距離線方式は関連事情により修正があるかないかの違いである。

表1をみると、全体の3分の1弱に相当する26.9%が何らかしらの政策的判断によって合意がなされ、示された方式が「無い」というものである。次に等距離線方式が全体17.2%で、中間線方式が全体の16.4%となっている。合計33.6%となり全体の3分の1強である。次位は全体の14.9%の割合で「衡平」方式が続いている。残りは、その他さまざまな方式が提示されているが、少数にとどまる。またアドホック方式など政治的な妥協をしたであろうケースもあり幾何学的方式で表せないものもある⁹⁶⁾。

このデータによると等距離線・中間線の方式が、国家間合意において最も多く採用されている。このことは国家がその方式を採用したいという意味を表すので、国家の動機的意思の部分を推測できるが、等距離線・中間線以外の方式の合計の方が、等距離・中間線方式よりも倍近く多いこともまた、等距離・中間線以外の方式で画定したいという意味のあらわれでもある。

表2では、隣接した形状において、等距離線方式及び修正等距離線方式の合計が少数となっており、7割がそれ以外の方式を採用している。向かい合う形状と複雑な形状においては6割強が（修正）等距離線方式を適用しているが、3割（それ

ぞれ31%と34.3%)は別の方式が適用されている。全ての形状での合計では、等距離線以外の方式が39.0%と最も多くなっている。

次に表3のLegaultとHankeyの研究(1993年)をみる。134の事例を取り上げ包括的な分析となっている⁹⁷⁾。等距離線とそれ以外の方式では、等距離線が8割(77.8%)近く占めているが、大陸棚形状別で見ると、複雑な形状では等距離線方式が

4割弱(37.5%)となり、それ以外の方式の合計の方が等距離線方式よりも多数派となっている。

これらの研究をみると、偏りはあるものの、注目するのは、隣接した形状や複雑な形状だけの場合、等距離線方式はむしろ少数派となることが多い。可能な方式の選択肢がある場合、事情に合わせた方式の採用をし、境界の画定を試みているという国家の意思がうかがえる。

表1 1945-1992年における国家間合意で示された方式(120例134の方式・原則)

方式	事例数(割合)
無し	36(26.9%)
等距離線(微修正等距離線を含む)	23(17.2%)
中間線(微修正中間線を含む)	22(16.4%)
衡平	20(14.9%)
緯線	12(10%)
直線/方位角	11(8.2%)
海岸線に対する垂直線	1(0.7%)
その他(アドホック)	9(6.7%)
合計	134(100%)

Cottier, T., *Equitable Principles of Maritime Boundary Delimitation*, Cambridge, 2015, p. 243.

表2 表1の国家間合意において実際に適用された方式(120例131の適用)

方式	向かい合う形状	隣接する形状	複雑な形状	合計
等距離線	27(38%)	4(16%)	20(57.1%)	51(38.9%)
修正等距離線	22(31%)	4(16%)	3(8.6%)	29(22.1%)
等距離線以外	22(31%)	17(68%)	12(34.3%)	51(39.0%)
合計	71(100%)	25(100%)	35(100%)	131(100%)

Ibid., p. 245.

表3 1993年のLegaultとHankeyの研究

方式/合計数(割合)	向かい合う形状	隣接した形状	複雑な形状
等距離線/104	55(87.3%)	37(74%)	12(37.5%)
他の方式/41	8(12.6%)	13(26%)	20(62.5%)
合計	63(99.9%)	50(100%)	32(100%)

Legault, L. H., and Blair H., "Method, Oppositeness and Adjacency, and Proportionality in Maritime Boundary Delimitation" in *International Maritime Boundaries*, vol.1, ed., Charney, Nijhoff Publishers, 1993, p. 203.

2. 協力による合意

本節では、境界線で大陸棚を分ける「画定」という側面ではなく天然資源の利益やその開発・管理をどのように行っているのか、つまり「分配」の側面に焦点を当て検討する。これは、国家間合意では、大陸棚の経済的要素はどのように処理されているのかという点と関連する。

「分配」の側面は国家の海洋法条約第74条3項、及び第83条3項にいう「協力」の文言ともつながるが、これまでの判例は、境界画定することを目的としており、それに反する可能性もあるため国際法の発展に消極的だとする意見もある⁹⁸⁾。確かに、大陸棚境界画定は大陸棚を画定することが目的であり、まだ見ぬ資源を分配する問題ではない。しかし大陸棚をめぐる紛争が経済的目的によって始まった経緯を考えると、大陸棚に関する紛争の処理にとってこれらのアイデアを無視することはできない。

1998年時点で、大陸棚を含む海洋境界紛争において共同開発などの協力の合意とそうではない合意の割合は、1対10とまだまだ少数である⁹⁹⁾。しかし、近年は共同開発ゾーンはますます増えてきていることもあり¹⁰⁰⁾、海洋境界紛争に対する新たなアプローチとして重要だと考えられる。そこで協力による合意の事例をCottierの四つの分類にしたがって以下に検討する¹⁰¹⁾。

(1) 収益のシェアと代替的補償

このモデルは、境界を完全に画定させると、当事国が想定していた経済的な効果（資源やその収益）が得られなくなるという場合があり、その不都合を緩和させるためのアプローチである。このモデルでは、特定の場所と計画を決定して、収益を合意した当事国へ補償として分配するものである。1958年のサウジアラビア・バーレーン合意で、両国はサウジアラビアの大陸棚に収益シェアのために特定のゾーンを設定する項目（利益は平等分配）を合意した¹⁰²⁾。1969年には、アブダビとカタールも同様の合意をしている¹⁰³⁾。アブダビの大陸

棚に平等の権利を設定し収益をシェアするというものである。1989年には、オーストラリアとインドネシアが相互に資源を共有できるエリアを設定する合意をしている。エリアを三つに分け、そのうちの一つのエリアで石油資源から得られる利益の平等なシェアを定めている。

(2) 境界エリアにおける開発権の共有

このモデルは、1965年の英・ノルウェーの合意が代表的である¹⁰⁴⁾。その合意では単一の開発権を以て共同開発・利用を行うというものであり、既存の境界画定線に従ってその収益の6割をイギリス、4割をノルウェーに分配する。つまり、境界が重複するあたりの資源埋蔵エリアも共同で開発利用できるようにするモデルである。このモデルは必ずしも共同・共有管轄権である必要はない。但し、このモデルはすでに開発中か開発できる状態にあるエリアであることが必要である。(1)との違いは、収益を分配するのではなく、それぞれが個別に開発する権利を持つということである。

(3) 境界エリアにおける長期的な共通ゾーンの設定

このモデルは、境界線エリアではまだ知られていない資源や開発の可能性があることにより不利益を被ることがあるかもしれないことから、その不利益を緩和させる目的で考えられたものである。境界線付近の天然資源などまだ発見されていない潜在的エリアにおいて、長期的な共通エリアを設定し平等・衡平なアクセスの確保と資源開発のバランスを取るものである。不確定なエリアのために長期間存続できるように共通エリアを設定することで将来の開発可能性や利益を担保する。この点が(2)のモデルとの違いでもある。但し、これらの合意は共同の管轄権・行政権を設定するものではない。

1980年にビスケー湾での共同開発ゾーンを設定する合意がフランスとスペインの間でなされた¹⁰⁵⁾。開発の調整と（将来）発見された資源の平等なシェアを合意している。1982年にはヤン・マイエン

島付近のエリアで、アイスランドとノルウェーが調停で提案された内容を受け入れる形で、共同開発・利用の合意をした¹⁰⁶⁾。時期は少し戻るが、このモデルの最も顕著な例として、1978年のオーストラリア・パプアニューギニアの合意がある¹⁰⁷⁾。トレス海峡にある諸島の伝統的な生活様式の保護を目的とし、両国の大陸棚や漁業水域の主張が重なるゾーンに保護区域を設定した。両国はその区域の環境、生態系を保護する国内立法を行う義務を負い、10年間は鉱物資源などの掘削活動は禁止されるというものである。

(4) 共通ゾーンに対する共同行政権の設定

このモデルは、共通エリアに対する共同行政管轄権の設定により、境界線に完全に取って代わりうるものでもある¹⁰⁸⁾。共通エリアに対して当事国は平等の主権的権利を持つ。最も代表的な事例として、1976年にサウジアラビアとスーダンが紅海の1000m等深線を超えるエリアで、共通の開発ゾーンを設定した¹⁰⁹⁾。両当事国は当該共通ゾーンにつき主権的権利を持つと定められている。1973年には、ウルグアイ・アルゼンチンが、プラタ川河口の海域で共同開発ゾーンを設定した。両国の権利は平等とされ、共同管轄委員会によって管理されるものと定められた¹¹⁰⁾。1974年に署名された日韓大陸棚協定もこのモデルの合意である。50年間の期限を設け共同開発区域を設定している。

3. 小 括

国家間合意における実際的方式において、(修正)等距離線方式は全体の6割程を占めている。しかし、大陸棚形状が隣接・複雑な地形の場合、等距離線方式はむしろ少数派であった。この事実は、大陸棚境界画定において、国家は個別の事情に応じて、適当な方式を採用していることがわかる。少なくとも唯一の方式による画定がなされているわけではない。

次に、国家間合意において大陸棚をめぐる紛争での経済的要素の反映の形を協力のモデルとして

みたが、収益のシェア、資源の共同開発権、未確認資源への権利の保護、共同管轄権などによって、経済的要素の「分配」処理がなされている。確かに、大陸棚境界画定において「分配」の側面は裁判所の責務ではないが、これらの合意のアイデアは無視することはできない。

おわりに

北海大陸棚事件において、はじめて衡平原則が示され、国連海洋法会議を経て海洋法条約においても「衡平な解決」として盛り込まれた。その衡平原則に基づいて、実際にどのように境界画定をするかの方式について、判例は変遷しつつも徐々に一つに収束し、黒海海洋境界画定事件において「衡平原則(暫定等距離線)-関連事情」方式が客観化したように思う。

経済的要素について、当該方式に基づいて検討される経済的要因として境界線の修正事情となったのは、厳密に言えばチュニジア・リビア事件のみである¹¹¹⁾。判例のほとんどで経済的要素を取り上げることはなかった。但し、当事国が「明示ないし黙示に」コンセッション付与地区を境界線として認めていた場合、考慮の余地があるとされた。これは、当事国が大陸棚の境界線として様々な経済的要素を認めるような事実を証明できれば経済的要因として考慮される可能性が残されていることになる。このことは、国家の訴訟戦略として留意しておく必要があるだろう。また裁判所は、鉱物資源が「すぐに確認できる範囲」で考慮することができると述べていることから、経済的要因が考慮される余地は残されていると言える。

交渉事例において、採用された大陸棚境界画定の実際的方式は、(修正)等距離線方式が6割を占めたが、4割は大陸棚形状やその他の事情に適した方式を採用したと言える。このことは、大陸棚境界画定において、事情に応じて適当な方式を採用したいという国家の意思のあらわれでもある。経済的要素について、交渉事例において、いくつ

かに分類した協力のモデルによって、経済的要素の「分配」の方法を試みている。確かに、「分配」の側面は裁判所の責務ではない。しかしそもそも大陸棚をめぐる紛争は、各国の大陸棚に賦存する資源獲得の目的が摩擦となって生じたものである。いわば紛争の原因であり、その部分に対処する必要はあるだろう。中国をはじめいくつかの国は、大陸棚をめぐる紛争に、海洋法条約の義務的裁判手続を受けない宣言を行っている。また、上記判例を見ても、長い交渉の後、裁判に持ち込まれる例が多く、行き詰まりの末にそうせざるを得ない状況となったとみることもできる。裁判は柔軟性が求められるだろう。大陸棚境界画定紛争裁判において、境界画定の実際的方式の固定化・客観化は定着した。しかし、暫定等距離-関連事情方式によって、経済的要素は処理されうるものである。確かに、これまでの判例において、積極的に考慮された事例は少ないが、条件や状況が一致すれば考慮される。今後、この関連事情において、いかに経済的要素を処理するのか注目される。

- 1) 田中則夫「大陸棚の定義と限界画定の課題」(栗林忠男・杉原高嶺編『海洋法の主要事例とその影響(第2巻)』, 有信堂, 2007年), 212頁。
- 2) Tanaka, Y., *Predictability and Flexibility in the law of Maritime Delimitation*, Oxford, Hart Publishing, 2006, p.265.
- 3) 事業者が鉱区の権益を獲得する際に生産国との間で結ばれる契約。
- 4) North Sea Continental Shelf, Judgement, ICJ Reports 1969.
- 5) Ibid., para. 101.
- 6) Ibid., para. 19.
- 7) Ibid., paras. 44, 57, 83-85.
- 8) Ibid., para. 101.
- 9) Ibid., paras. 17, 88.
- 10) *Separate Opinion* of L. Bustamante y Rivero, *ibid.*, p.60, para. 5; Jessup, *ibid.*, p.72; Padilla Nervo, *ibid.*, p.92 and Fouad Ammoun, *ibid.*, p.105, para. 6.
- 11) Delimitation of the Continental Shelf between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, and the French Republic, Reports of International Arbitral Awards (The 1977 UF case), Vol.18.
- 12) Ibid., para. 19.
- 13) Ibid., para. 84.
- 14) Ibid., para. 70.
- 15) Ibid., paras. 194-197, 202-203.
- 16) Ibid., para. 68.
- 17) 小寺彰「大陸棚境界画定における非地理的要因の位置」(『海洋権益の確保に係る国際紛争事例研究』第3号, 2010年3月) 61頁。
- 18) The 1977 UF case, *supra* note 9, para. 232.
- 19) Ibid., paras. 248-251.
- 20) 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』, (有信堂, 1999年), 86頁。
- 21) The 1977 UF case, *supra* note 9, para. 78.
- 22) Continental Shelf (Tunisia/Libyan Arab Jamahiriya), Judgment of 24 February 1982, ICJ report 1982.
- 23) Ibid., para. 44.
- 24) Ibid., para. 109.
- 25) Ibid., para. 129.
- 26) Dissenting Opinion of Judge Gros, para. 24.
- 27) Ibid., para. 106.
- 28) Ibid., paras. 36-37.
- 29) Ibid., para. 107.
- 30) Ibid., para. 96.
- 31) *Delimitation of the Maritime Boundary in the Gulf of Maine Area* (Canada/United States of America), Judgment of 12 October 1984, ICJ Reports 1984.
- 32) Ibid., para. 112.
- 33) Ibid., paras. 61, 158.
- 34) Ibid., paras. 211-217, 222, 225-228.
- 35) *Ibid.*, p.17.
- 36) Ibid., paras. 235, 237.
- 37) Continental Shelf (Libyan Arab Jamahiriya/Malta), Judgment of 21 March 1985, ICJ Reports 1985.
- 38) Ibid, para. 45.
- 39) Ibid., para. 39.
- 40) Ibid., paras. 46-47, 63, 77.
- 41) Ibid., para. 50.
- 42) Ibid., para. 50.
- 43) Ibid., para. 46.
- 44) Maritime Delimitation in the Area between

- Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway),
Judgement of 14 June 1993, ICJ report 1993.
- 45) Ibid., paras. 46-48, 56.
46) Ibid., para. 59.
47) Ibid., paras. 59-60.
48) Ibid., paras. 60-69.
49) Ibid., para. 72.
50) Ibid., paras. 74-76.
51) Maritime Delimitation and Territorial Questions
between Qatar and Bahrain (Qatar v. Bahrain),
Judgment of 16 March 2001, ICJ Reports 2001.
52) Ibid., para. 61.
53) Ibid., paras. 230-233.
54) Ibid., para. 236.
55) Land and Maritime Boundary between Cameroon
and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea
intervening), Judgment of 10 October 2002, ICJ
Reports 2002.
56) Ibid., para. 270.
57) Ibid., paras. 290-293.
58) Ibid., para. 282.
59) Ibid., paras. 282-283, 304.
60) Ibid., para. 304.
61) Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania
v. Ukraine), Judgment of 3 February 2009, ICJ
Reports 2009.
62) ICJ Reports 2009, para. 41.
63) Ibid., para. 122.
64) Ibid., paras. 116-122.
65) Ibid., paras. 189, 197-199
66) Ibid., para. 198.
67) Maritime Dispute (Peru v. Chile), Judgment of 27
January 2014, ICJ Reports 2014.
68) Ibid., para. 179.
69) Ibid., para. 180.
70) Ibid., p. 181.
71) UN Doc., ST/LEG/SER. B/1: Laws and Regulations
on the Regime of the High Seas, p. 38.
72) 田中 同上書, 212-213頁.
73) UN Doc LRRHS, p. 44.
74) Ibid., p. 13.
75) Ibid., p. 15.
76) Ibid., p. 4.
77) Ibid., p. 7.
78) Ibid., p. 15.
79) Ibid., p. 9.
80) Ibid., p. 16.
81) Ibid., p. 10.
82) Ibid., p. 11.
83) Ibid., p. 300.
84) Ibid., p. 299.
85) Ibid., p. 31, 33, 304, 305.
86) Ibid., p. 22.
87) Ibid., p. 19.
88) Ibid., p. 303.
89) ILC Yearbook 1950 Vol. 1, pp. 228-230.
90) ILC Yearbook 1951 Vol. 2, pp. 99-103.
91) Ibid, p. 141.
92) ILC Yearbook 1953, Vol. 2, pp. 46-47.
93) ILC Yearbook 1956 Vol. 1, p. 131.
94) 田中則夫「海洋法条約にみられる海洋法思想の新
展開—海洋自由の思想を超えて—」(林久志・山手治
之・香西滋編『高林秀雄先生還暦記念 海洋法の
新秩序』, 東信堂, 1993年) 220頁.
95) Choice of procedure - the United Nations, [http://
www.un.org/Depts/los/settlement_of_disputes/
choice_procedure.htm](http://www.un.org/Depts/los/settlement_of_disputes/choice_procedure.htm), Accessed 11, July, 2017.
96) Cottier, T., *Equitable Principles of Maritime
Boundary Delimitation*, Cambridge, 2015, pp. 243-244.
97) Legault, L. H., and Blair H., "Method, Oppositeness
and Adjacency, and Proportionality in Maritime
Boundary Delimitation" in *International Maritime
Boundaries*, vol.1, ed., Charney, Nijhoff Publishers,
1993, pp. 203-217.
98) Blumann, C., "Frontières et limites" in *Société fran-
çaise de droit international colloque*, Poitiers, *La
Frontière*, Pedone, 1980, p. 25.
99) Anderson, D. H., "Strategies for Dispute Resolution:
Negotiating Joint Agreements" in *Boundaries and
Energy: Problems and Prospects*, ed., Gerald H. Blake,
Kluwer, 1998, p. 474.
100) Ong, D. H., "Joint Development of Common Offshore
Oil and Gas Deposits: "Mere" State Practice or
Customary International Law?" *American Journal of
International Law*, 93, 1999, p. 793.
101) Cottier, *supra* note 96, pp. 257-266.
102) UNLS, ST/LEG/SER.B/16, p. 409.
103) Ibid., ST/LEGL/SER.B/16, p. 403.

- 104) Agreement between UK and Kingdom of Norway Relating to the Delimitation of the Continental Shelf between the Two Countries, 10 March 1965.
- 105) *Supra* note 102, ST/LET/SER.B/19, p. 445.
- 106) "Agreement between Norway and Iceland on the Continental Shelf in the Area between Iceland and Jan Mayen 22 October 1982" *International Legal Materials* 21, 1982, p. 681.
- 107) *International Legal Materials*, 18, 1979, p. 291.
- 108) Cottier, *supra* note 94, p. 262.
- 109) *Supra* note 102, ST/LEG/SER.B/18, p. 452.
- 110) *International Legal Materials*, 13, 1974, p. 251.
- 111) ヤン・マイエン事件でも漁業アクセスが考慮されたが、漁業水域と大陸棚の同時の画定でもある。